

雇用調整助成金のご案内

豪雨災害等による風評被害など、経済上の理由により、事業活動が縮小している場合に、従業員を解雇することなく、休業などを実施することにより、雇用を維持した事業主に対し、国が費用の一部を助成できる場合があります。
(詳細は、[リーフレット](#)や[ガイドブック](#)をご確認ください)

豪雨等災害による「経済上の理由」に該当する具体例

例えば、以下のような事例で、助成金の対象となる場合があります。

事例	具其他的な状況
風評被害	風評被害による観光客減少や特産品の販売不振等で、売上が減少した場合
インフラ被害	災害による主要道路の寸断やライフライン（電気・ガス・水道）の不通で、原材料の調達や顧客の来店が困難となり、売上が減少した場合

！ ご注意ください！

- 豪雨を直接的な原因とする事業活動の縮小（例：浸水等による自社設備や店舗等の被災）は、「経済上の理由」には該当せず、雇用調整助成金の対象外となります。
- 利用の際は、**休業を開始する前までに休業等実施計画届の提出が必要**です。
- この助成金は、休業したことの他にも支給要件があります。支給要件の詳細や具体的な申請手続きについては、お気軽にご相談ください。

☎ お問い合わせ先

鹿児島労働局 職業安定部

県内の各ハローワーク

職業対策課 3階

ご連絡先はこちら ⇒

☎ 099-219-8713

厚生労働省

鹿児島労働局



雇用の維持を図る事業主を支援します

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由（※）によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業および教育訓練）または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

※ 災害の直接的な被害による事業活動の縮小は「経済上の理由」に該当せず助成対象となりません。

◆支給対象◆

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

◆主な支給要件◆

- 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上（*）増加していないこと。
* 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
- 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間内の最後の判定基礎期間末日若しくは支給対象期末日（いずれか遅い日）の翌日から起算して一年を超えていること。

◆受給手続き◆（裏面イメージ参照）

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人あたり 8,635円が上限です。（令和6年8月1日現在）	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	(1人1日当たり) 1,200円	

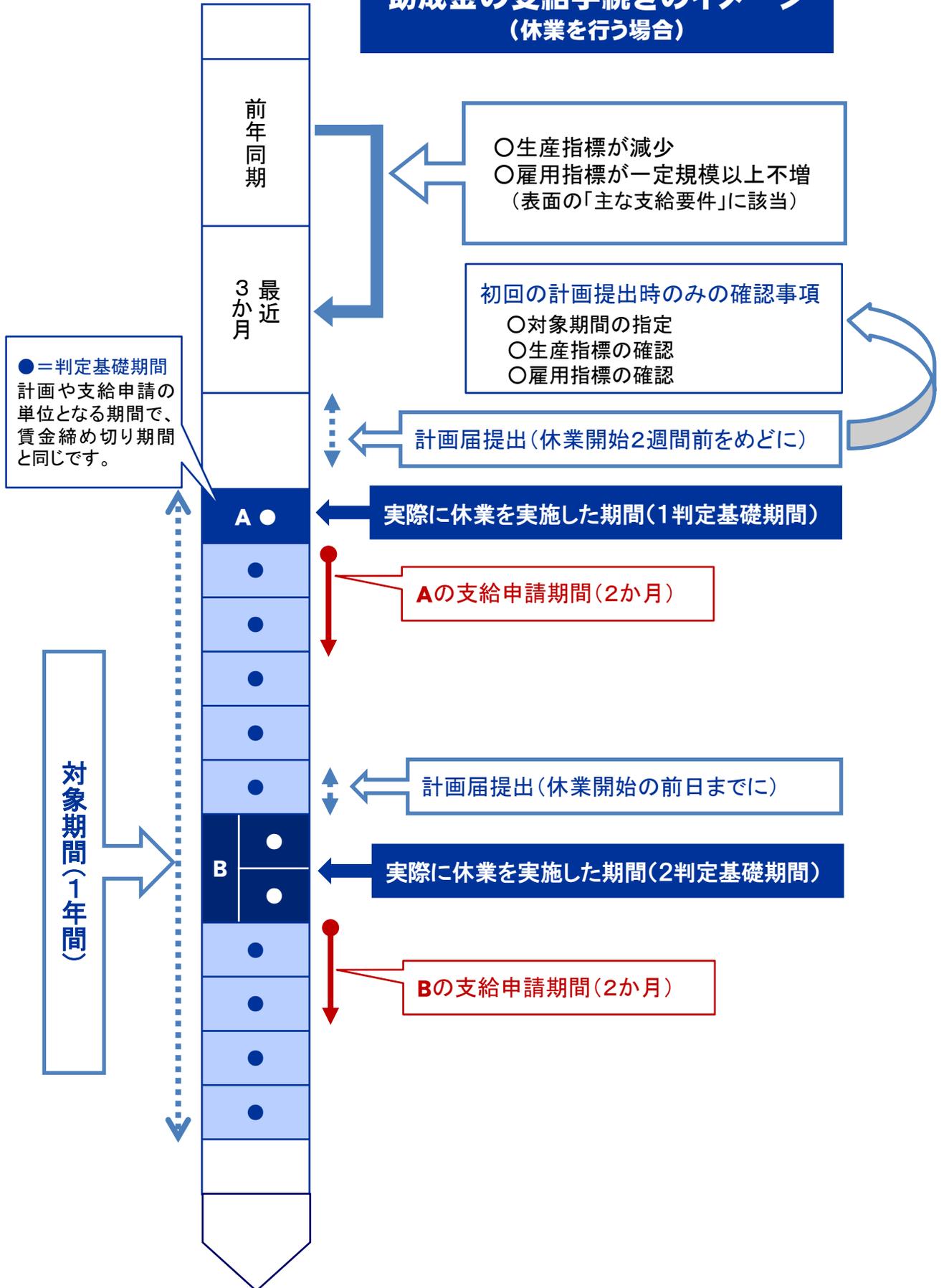
※ 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日

※ 休業等の場合、支給を受けた日数が計30日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間より、当該判定基礎期間における教育訓練の実施率によった助成率及び訓練加算が適用されます。

詳しくは雇用調整助成金ガイドブック（<https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>）をご確認ください。



助成金の受給手続きのイメージ (休業を行う場合)



詳細は、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。